

第62回 北海道法人会

税制改正提言 全道大会

旭川大会

日時

令和7年10月3日金

[受付開始/12:00~]

参加料

14,000円

(物産展お買物券1,000円含む)

場所

〈大会〉旭川市民文化会館 [旭川市7条通9丁目 TEL0166-25-7331]

〈懇談会〉アートホテル旭川 [旭川市7条通6丁目 TEL0166-25-8811]

第1部

14:00~15:10

第62回北海道法人会 税制改正提言全道大会

●会場：旭川市民文化会館 大ホール

■令和7年度税制改正提言の実現状況

■令和8年度税制改正提言事項

■第62回全道大会決議



第3部

17:30~19:00

懇談会

●会場：アートホテル旭川 3F及び2F

第2部

15:30~17:00

記念講演会

●会場：旭川市民文化会館 大ホール

テーマ

「地方から世界へ!スポーツが切り拓く
新たな経済圏とアリーナの可能性」
～地域発・世界基準のバレーボールリーグが示す未来～

講師

株式会社ヴォレアス 代表取締役社長
池田 憲士郎 氏



1986年旭川市生まれ。「未だ見ぬ熱狂と誇りの共創」を
ミッションに掲げ、スポーツを軸としたライブエンター
テインメント事業をはじめ環境事業や食事業など分野を
越えたボーダレスな事業展開。2023年4月にはヴォレア
ス北海道を日本のトップリーグへと最速で昇格させ、地
方発の挑戦が全国に注目される存在となっている。

特別ゲスト(予定) 大河 正明 氏(一般社団法人SVリーグ 代表理事チェアマン)

その他

物産展(於:旭川市民文化会館)やエクスカーショ(10/4旭川近郊視察)も企画しておりますのでどうぞご期待下さい!
記念講演会後、懇談会場アートホテル旭川までは各自ご移動願います(徒歩約5分)

主催/一般社団法人北海道法人会連合会

主管/公益社団法人旭川中法人会・公益社団法人旭川東法人会

大会及びゴルフ大会参加申込は、**8月29日(金)までに**
所属法人会へお願いいたします

第62回北海道法人会税制改正提言全道大会 〈旭川大会〉参加のお申込み

企業名	参加者氏名
	参加者氏名

連絡先：携帯番号（ - - ）

親睦ゴルフ大会のご案内

日 時 令和7年10月2日(木) スタート：午前10時～(予定)

場 所 大雪山カントリークラブ(東コース)

〒071-1563 上川郡東神楽町東3線21号 TEL0166-83-2011
(旭川中心部より約20km、車で約30分)

参加資格 本大会参加者 **定 員** 120名

参加料 3,000円

プレー代 約10,650円 ※各自精算願います
(ビジター優待料金(税込)・キャディ付・乗用カート付・ロッカー代含む)
(キャディ数に限りがあるため参加人数によってセルフプレーをお願いする場合がございます)



競技方法/18ホールストロークプレー/ダブルペリア方式、トリプルカット
スコアはカート入力し、マーカーの方が最終確認する

ルール/JGA及びローカルルール

大会要領/大会要領、組合せ、スタート順は主催者に一任願います。各法人会を通じて事前にお知らせいたします

集合時間/各自スタート30分前までに受付をお済ませ下さい

申込み/所属法人会へお申込み下さい

その他/雨天決行。プレー代・飲食代などは各自ご負担願います

開会式・表彰式は行わずプレー終了後順次解散、成績表は後日各法人会を通じてお知らせいたします
また、景品は後日各法人会事務局に送付いたします

宿泊・エクスカーション(10/4旭川近郊視察)のご案内は別添で参照願います

参加者氏名	H.C.	生年月日	性別
			男・女
			男・女

札幌北法人会 確認事項

下記 該当事項に☐チェックを付けてください。

大会参加料は法人会にて負担いたしますが、その他ゴルフ参加料・旅費等は後日ご請求申し上げます。
往復貸切バスの行程については、後日、該当者さまへお知らせいたします。

① 交通手段について

☐ 往復貸切バスを利用(10月3日(金)日帰り) ☐ 自家用車・公共交通機関を利用する

② その他(ホテル・エクスカーションを希望される場合は、8月8日までにお申し込みください。)

☐ ホテル手配を希望(希望日：10月____日) ※ アートホテル旭川 または ドーメイン旭川(予定)

☐ エクスカーション参加希望(希望コース____) ※ 各コース 10月4日(土) 8:40~14:30 終点：JR 旭川駅

(①コース：OTOKOYAMA SAKE PARK、旭川デザインセンター他 ②コース：道の駅東川、旭山動物園 他) 詳しくはお問い合わせいただくか HP でご確認ください。

エクスカーションに関するご案内

近畿日本ツーリスト(株)旭川支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

① 新蕎麦と匠の技にふれる旅

月日 (曜)	行程(貸切バスコース)							食事
10月4日(土)	案内ガイド付き・ふりふりカルピスが人気♪案内ガイド付き・デザイン都市あさひかわの拠点							
	アートホテル旭川 — OTOKOYAMA SAKE PARK(男山) — 旭川デザインセンター —							
	8:40 9:00 9:50 10:00 10:50							昼食
	案内ガイド付き・老舗醤油のお土産付き地讃地消の宿の新蕎麦付き彩り御膳案内ガイド付き・ゴールデンカムイの聖地！							夕食
	—— 日本醤油工業 —— 扇松園(昼食) —— 北鎮記念館 —— 旭川駅前							
	11:15 11:45 12:00 13:00 13:30 14:10 14:30							

※上記スケジュールは、天候等旅行実施時の状況などの都合により変更する場合もございます。予めご了承ください。
〈設定日〉2025年10月4日(土)〈旅行代金〉お一人様5,000円〈募集人員〉40名(最少催行人員:20名)
〈添乗員〉同行いたしません。〈バス会社〉旭川中央交通※バスガイドなし



【旭川デザインセンター】旭川家具・クラフトが一堂に集結する複合施設です。約1,000坪という広大な空間に約30のメーカーが常設ブースを設け、約1,200点の旭川家具・クラフトを販売。「一生もの」の家具から、旭川観光のお土産にぴったりの木エディタム、大切な方への特別なギフトまで、豊富なアイテムで幅広いニーズにお答えしております。



【日本醤油工業】大戦末期当時の北海道の醤油事情の悪い時代から今日迄創業80余年、昔ながらの建物で脈々と醤油一筋に情熱を傾けて参りました。伝統の味を守りながら、品質管理と衛生管理の行きとどいた当社工場より、製品が次々と出荷され、今では旭川の老舗醤油製造業として日々精進しております。

② 幻の道路を行く！旭川満喫の旅

月日 (曜)	行程(ジャンボタクシーコース)							食事
10月4日(土)	“三千櫻”など東川町の特産品ライダーにも大人気の知られざるロード！							
	アートホテル旭川 ——— 道の駅 東川 ——— チョボチナイゲート ———							
	8:40 9:10 9:30 9:50 10:20							各自
	見学フリー・年間バスポート付き名店が勢揃い...各自お好みのお店で							夕食
	—— 旭山動物園 —— あさひかわラーメン村 ——							
	10:50 12:20 12:40 13:20							
	案内ガイド付き・ふりふりカルピスが人気♪							
	—— OTOKOYAMA SAKE PARK(男山) —— 旭川駅前							
	13:30 14:10 14:30							

※上記スケジュールは、天候等旅行実施時の状況などの都合により変更する場合もございます。予めご了承ください。
〈設定日〉2025年10月4日(土)〈旅行代金〉お一人様8,000円〈想定人員〉8名
〈添乗員〉同行いたしません。〈タクシー会社〉旭川中央交通※ガイドなし



【チョボチナイゲート】約1ヶ月間しか開通しない道は、東川町と美瑛町を南北に結んでいる「道道1116号線(富良野上川線)」名前の通り、上川町と富良野市を結ぶ総延長約87kmの道道として計画された道路ですが、実際に供用開始となったのは美瑛町宇莫別から、忠別湖の東側を回りこんで東川町に入り、旭川市21世紀の森付近までの約29km区間となっています。



【男山】酒蔵全体が、OTOYOYAMA SAKE PARK にリニューアル。巨大な一升瓶すべり台、走り回ったり隠れたりできるおちよこ広場。新設した売店では、酒蔵限定商品を含む男山の日本酒のほかに、仕込み水で淹れたコーヒーやカルピス、かき氷も提供します。男山は今後、「大雪山の万年雪から染み出る伏流水」と「蔵人の醸造技術」を活かし、日本酒以外の飲料にもチャレンジしていきます。

国内募集型企画旅行条件書

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
- * 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要で
- す。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウエイティングの取扱いについての特約

- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (4) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただき、当社は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ② 通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③ 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
 - ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与でできない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の一部が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を支払うほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
 - ③ 申込条件の不適合
 - ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
 - ⑤ お客様が■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき
- 当社の責任
- 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合を除きます。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者からの旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて ※E U在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者にご提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2023年4月1日改定